

報告第14号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年8月29日

西脇市長 片山 象三

1 西脇市専決第6号

事故発生日時	令和7年1月28日 午後2時55分頃
事故発生場所	西脇市下戸田 128番地の1
相手方	市内法人
原因・状況等	市役所南側駐車場で公用車に乗車する際に、助手席側ドアが強風により大きく開き、隣に駐車していた相手方車両の運転席側ドアに接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費等 $272,500円 \times 100\% = 272,500円$ を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和7年6月6日

2 西脇市専決第9号

事故発生日時	令和6年12月8日 午後2時30分頃
事故発生場所	西脇市上比延町 日本へそ公園
相手方	市外女性
原因・状況等	相手方が補助具を用いて降雨後の滑り台を利用したところ、通常よりも速度が増し、着地の際に腰骨を骨折した。 過失割合 相手方70%、市30%
和解内容及び損害賠償の額	相手方への治療費等 $930,489円 \times 30\% = 279,147円$ を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和7年8月12日